

別表

法人文書の種類	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画 (2の項から4の項 又は8の項に該当す るものを除く。)	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真 フィルムを印画紙 に印画したものの 閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により 用紙に複写したも のの交付(エに掲 げる方法に該当す るものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	エ 複写機により 用紙にカラーで複 写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	オ 撮影した写真 フィルムを印画紙 に印画したものの 交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	カ スキャナによ り読み取ってでき た電磁的記録をフ レキシブルディス クカートリッジに 複写したものの交 付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	キ スキャナに より読み取って できた電磁的記 録を光ディスク (日本工業規格 X0606及びX6281 に適合する直径 120ミリメートル の光ディスクの 再生装置で再生 することが可能 なものに限る。) に複写したもの の交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
ク スキャナに より読み取って できた電磁的記 録を光ディスク (日本工業規格 X6241に適合す る直径120ミリメ ートルの光ディ スクの再生装置 で再生すること が可能なもの に限る。)に複写し たものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額	
2 マイクロフィル ム	ア 用紙に印刷し たものの閲覧	用紙1枚につき10円
	イ 専用機器によ り映写したもの の閲覧	1巻につき290円
	ウ 用紙に印刷し たものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)

3 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（9の項に該当するものを除く。）	ア 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（9の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	ア 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	カ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	キ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

	ク 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ケ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	コ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	サ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	ア 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合に限る。)	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻きにつき680円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ウ若しくはエ、2の項ウ又は7の項ウ若しくはエに該当する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		